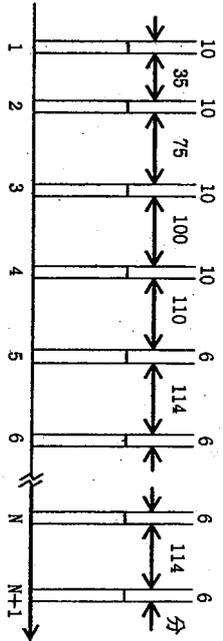
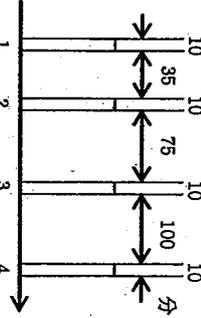


別図第二号 送信する時間間隔

1 作動後に位置情報を自動的に更新して送信する機能を有する場合



2 1以外の場合



注 送信される各時間において、1,644.3MHzから1,644.5MHzまでの周波数帯の…の周波数の電波及び1,645.8MHzまでの周波数帯の…の周波数の電波が、自動的に切り替わって送信されること。

別図第三号 送信信号の構成例

1110101111000100000	010010111100101101000010100001	1	0	01110111	010011	0100111	001000
周期符号 (20ビット)	船舶局識別 (30ビット) "314159265"	半球表示(東/西) 半球表示(北/南)	緯度 (8ビット)	分 (6ビット)	度 (7ビット)	緯度 (8ビット)	分 (8ビット)
			119°	19'	39°	00'	

100000100	01010	101100	01100	010100	010000	0110	1.....(PBC).....0
針路 (9ビット)	時 (5ビット)	分 (6ビット)	時 (5ビット)	時 (5ビット)	速度 (ノット) (7ビット)	運動の状 況 (4ビット)	限り決定符号 (40ビット)
30.0°	位置更新時刻 10時	44分	10時	10時	16ノット	沈没	

○総務省告示第十二百二十六号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十九条の二十四項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。
なお、平成八年郵政省告示第百七十二号(インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。

総務大臣 麻生 太郎

- 第一 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットA型の無線設備
 - 一 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する携帯基地地球局から放射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによって、自動的に選択されるものであること。
 - 二 等価平方輻射電力は、三六デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)であること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
- 第二 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットC型の無線設備
 - 一 第一の条件に適合すること。
 - 二 等価平方輻射電力は、天頂を九〇度とした仰角が一五度以上において、五・五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)以上であること。また、いかなる方向においても一六デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)を超えてはならない。
- 第三 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB型の無線設備
 - 一 第一の条件に適合すること。
 - 二 等価平方輻射電力は、二五デシベル、二九デシベル又は三三デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
- 第四 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備
 - 一 第一の条件に適合すること。
 - 二 等価平方輻射電力は、一九デシベル又は二五デシベル(一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、次のとおりであること。
- 第五 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット三二M型の無線設備
 - 一 第一の条件に適合すること。
 - 二 等価平方輻射電力は次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
無線高速データによる通信を行う場合	一九デシベル、二二デシベル、二五デシベル又は二九デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする。)であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。

その他の通信
を行う場合

空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの

八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする)であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)二デシベルまでの範囲とする。

空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有しないもの

一七デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする)であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)一デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が(一)七デシベル以上

次のいずれかであること。
1 一〇デシベル、一三デシベル、一五デシベル又は一七デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする)であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)一デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
2 八デシベル、一〇デシベル、一二デシベル又は一四デシベル(いずれも一ワットを〇デシベルとする)であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)二デシベルまでの範囲とする。

第六 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット F 型の無線設備
第一の条件に適合すること。
第二 等価方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が(一)七デシベル未満のもの	五デシベルから一〇デシベルまで(いずれも一ワットを〇デシベルとする)の範囲であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。
空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が(一)七デシベル以上のもの	五デシベルから二五デシベルまで(いずれも一ワットを〇デシベルとする)の範囲であり、自動的選択できること。この場合において、許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでの範囲とする。

第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサット D 型の無線設備

第一の条件に適合すること。
第二 等価方輻射電力は、衛星を指向する運用角度において、(一)三デシベル(一ワットを〇デシベルとする)以上であること。また、いかなる方向においても九デシベル(一ワットを〇デシベルとする)を超えてはならない。

〇総務省告示第千二百二十七号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十条の四第一項第五号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七項並びに別表第一号注33の規定に基づき、インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

なお、平成二年郵政省告示第五百六十六号(インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。
平成十七年十月二十一日
総務大臣 麻生 太郎

第一 インマルサット船舶地球局のインマルサット A 型の無線設備

一般的条件

- 1 遭難警報の送信のための操作が二以上の場所においてできること。
 - 2 遭難警報を送信するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、一の8の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構(ISO)の規格によるキーボードのキーでないこと(施行規則第二十八條の二第一項に定めるインマルサット船舶地球局の無線設備に限る)。
 - 3 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する海岸地球局からインマルサット人工衛星局の中継により常時送信されている時分割多重方式の信号(以下「NCSCOMINTDM」という)を受信することによって、自動的選択されること。
 - 4 無線電信による通信(海岸地球局を呼び出すためのものを除く)を行う場合は、時分割多元接続方式により送信し、かつ、時分割多重方式により受信すること。
 - 5 無線電話による通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャネルの音声により変調を行うものであること。
 - 6 無線高速データによる通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。
 - 7 機械的雑音が少ないものであること。
 - 8 〇から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字の配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門(以下「ITU-T」という)の勧告「G」によるものであること。
 - 9 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
 - 10 露出した金属部分は、接地することができること。
 - 11 電源端子は、接地されていないこと。
 - 12 電圧五五ボルトを超える電気(高周波のものを除く)を通ずる導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。
(一) 遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。
(二) 遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。
 - 13 遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること(施行規則第二十八條の二第一項で定める船舶地球局の無線設備に限る)。
 - 14 空中線から輻射される高周波エネルギーのレベルについて、毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる距離がレドームに表示されていること。
 - 15 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。
- 二 電気的条件
- 1 送信装置
(一) 一、六三六・五二五MHz から一、六四四・九七五MHz までの二五kHz 間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。
(二) 等価方輻射電力は、三六デシベル(一ワットを〇デシベルとする)。(許容偏差は、(一)二デシベルから(十)一デシベルまでとする)であること。